

関係各位

広島労働局長
(公印省略)

死亡災害多発警報の発令について(要請)

平素より労働基準行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年、広島労働局管内においては、3月を除き毎月死亡災害が発生しており、1月から11月末日時点で24人(速報値※)の尊い生命が失われ、過去最少であった昨年(死亡11人)から一転、大幅に増加しております。(別添「リーフレット」参照)

災害発生状況からは、安全な作業計画、作業設備の不備や安全教育の不徹底など基本的な安全措置がとられていなかったことが一因と推定されます。

かかる事態を受け、広島労働局では「死亡災害多発警報」(別紙)を発令し、県内の事業者、労働者及び関係者に対し取組をお願いすることといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解の上、貴団体会員に対して本警報の周知及び災害発生防止に向けたパトロールの実施等対応を図っていただきますようお願いいたします。

なお、年末年始にかけて、既に労働災害防止運動等の実施が予定されている場合は、当該運動に加えてご対応願います。

※ 速報のため、今後変更することがあります。

【参考】死亡災害多発警報、死亡災害発生状況等はこちらをご覧ください。

URL

https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/oshirase/anzen_eisei_00009.html



死亡災害多発警報

1 趣旨

広島労働局管内においては、本年、11月末日時点で24人（速報値）の尊い生命が失われ、過去最少であった昨年（死亡11人）から一転、大幅に増加している。

これらの災害発生状況からは、安全な作業計画、作業設備の不備や安全教育の不徹底など、基本的な安全措置がとられていなかったことが一因と推定される。

かかる事態を受け、広島労働局では「死亡災害多発警報」を発令し、県内の事業者、労働者及び関係者に対し基本的な安全措置の徹底を求めることとする。

2 発令期間

令和4年12月1日から令和5年1月15日までとする。

3 事業場において特に徹底していただきたいこと

① 移動式クレーン、重機による転倒災害

アウトリガーは最大張出とし、過負荷防止装置を有効保持して、定格荷重の範囲内で使用するとともに、路肩、傾斜地等で使用する場合は、誘導者を配置し、運転者にはシートベルトを使用させること。

② 高所からの墜落・転落災害（踏み抜き）

スレート、塩化ビニール等の踏み抜きのおそれのある材料で構成された屋根、天井等での作業では、幅30cm以上の歩み板、安全ネット等の踏み抜き防止措置を講じること。

③ 機械によるはさまれ、巻き込まれ災害

作業服、作業帽の衣服等が巻き込まれる危険のある機械の回転部分には、覆い、囲い等を設けること。

④ 安全教育の徹底

労働者に対して、雇入れ時や作業内容変更時等に、安全衛生教育を確実に実施すること。

⑤ 交通災害多発による対策の徹底

過労運転を防止するため、十分な休憩・睡眠時間に配慮した走行管理を行うこと。また、降車時には、逸走防止措置の4点セット（パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め）を確実に行って車を離れること。

広島県内で 労災死亡 事故が多発しています

広島労働局 死亡災害多発警報発令!!

警報発令期間中の取組事項は裏面を参照。
期間：令和4年12月1日～令和5年1月15日

広島県内で労災死亡事故が多発しています。令和4年（11月末）の死亡事故では、類似災害の発生が多く、基本ルールが守られていない事例も少なくありません。年末年始に向け、基本に立ち返り、広島県全体で死亡災害の撲滅に取り組ましましょう。



死亡災害多発警報発令中における取組事項

発令期間：令和4年12月1日～令和5年1月15日

広島労働局では、令和4年に労災死亡事故が多発している状況を鑑み、令和4年12月1日から令和5年1月15日までを「死亡災害多発警報発令中における取組期間」と定め、集中的な災害防止対策の取組を行うこととします。特に、類似災害を防止するため、以下の5つのポイントを重点に対策強化を図ってください。

イラスト（厚生労働省職場のあんぜんサイトより）



類似の死亡災害事例

- ① クレーン機能付きドラグ・ショベルで主コンホッパーを吊っていたところ、過荷重となり車両が転倒。
- ② 2.6t吊の積載型トラッククレーンで、約1tの荷降し作業中に過荷重となり、車両が横転し、約1.6m下に転落。

- ① 工場の屋根修理のため、清掃作業をしていた作業者が、樹脂製波板とスレートの境界部を踏み抜き墜落。
- ② 作業の様子を写真撮影するため、屋根に上がり、棟の鋼板上に乗った際に足を踏み外し、明取り用のポリカーボネート製の折板を踏み抜いて約8m下に墜落。

- ① コンベヤーの清掃作業中、運転しながら調整作業が行われていた隣接するコンベヤーに巻き込まれた。
- ② 加工機械のトラブル対応のため、前屈みになって機械を叩こうとした際、作業衣が機械に巻き込まれた。

- ① 災害復旧工事において、つかみ機で伐倒木等の運搬作業を行っていたところ、路肩が崩れて車両が斜面約3mを転落。
- ② 採石場において、ダンプカーで砕石材の運搬作業を行っていた際に車両が約20m下の地面まで転落。

- ① 坂道にトラックを停車し、車両の後方で荷卸し準備をしていた際に車両が逸走し、後方に停車していた別のトラックとの間に挟まれた。
- ② 傾斜地にダンプを止め、エンジンを切って車外に出た直後、ダンプが逸走し始め、止めようとした被災者が運転席とドアの間に挟まれた。

類似災害防止のための5つのポイント

1 移動式クレーン・重機による転倒災害の防止

アウトリガーは最大張出しとし、過負荷防止装置を有効保持して、定格荷重の範囲内で使用するとともに、路肩、傾斜地等で使用する場合は、誘導者配置し、運転者にはシートベルトを使用させること。

2 踏み抜き災害の防止

スレート、塩化ビニール等の踏み抜きのおそれのある材料で構成された屋根、天井等での作業は、幅30cm以上の歩み板、安全ネット等の踏み抜き防止措置を使用させること。

3 機械巻き込まれ災害の防止

作業服、作業帽の衣服等が巻き込まれる危険のある機械の回転部分には、覆い、囲い等を設けること。

4 安全衛生教育の徹底

労働者に対して、雇入れ時や作業内容変更時等に、安全衛生教育を確実に実施すること。

5 交通車両等災害の防止

過労運転を防止するため、十分な休息・睡眠時間に配慮した走行管理を行うこと。また、降車時には、逸走防止措置4点セット（パーキングブレーキ、エンジン停止、ギアロック、輪止め）を確実にすること。

詳細はこちらで検索

https://site.mhiw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/hourei-seido-tetsuzuki/anzen-eisei/oshirase/anzen-eisei_00009.html

